

# 令和7年度自動車運送事業者乗務員確保イベント運営業務委託企画提案競技仕様書

## 1 委託業務の名称

令和7年度自動車運送事業者乗務員確保イベント運営業務委託

## 2 委託業務の目的

バス、タクシー、トラックの乗務員不足問題の解決に向け、特に女性ドライバーの活躍の紹介等を行うことで業界のイメージアップを図り、乗務員の人材確保を強化する。

## 3 委託期間

契約締結の日から令和7年12月26日まで

## 4 開催期日等

期日：令和7年10月26日（日）

場所：大分駅前広場（北口）※詳細の場所は別添位置図による

同日に近隣にて「おおいた夢色音楽祭」が開催予定

## 5 委託業務の内容

(1) 以下の内容について、ステージイベント、ブース出展等の運営を行うこと

### ① ステージイベント

- ・ 県内で現在活躍されている女性乗務員によるクロストークなど、業界で働く女性を紹介しPRするための創意工夫を図ること

### ② バス、タクシー、トラック業界の紹介ブース

- ・ バス、タクシー、トラック業界での仕事内容、働き方などを紹介するブースを設置すること
- ・ 各業界の車両展示や撮影会など、通行人の目を引くための創意工夫を図ること

### ③ ワークショップ

- ・ バス、タクシー、トラック業界に関連したワークショップ等の体験型の催しを開催すること
- ・ ②のブースでの開催も可とする

### ④ その他

- ・ ①～③に加えこれまで就職先として業界に目を向けていなかった層（特に30～50代の女性、子育て中の世代を含む）へ広くPRすることを目的に、家族で訪れてもらいイベントとするための工夫（子ども向けステージイベント、のりもの撮影会、キッチンカーや飲食ブース設置、公共交通・物流に関連するノベルティ配布など）をし、企画提案を行うこと

(2) 会場設営・撤去業務

- ・ 会場の設営・撤去、必要な機材・備品等の調達・搬出入・補完・運搬・設置・調整・必要に応じての修理・返却、会場管理及びそれらに付随する業務を行うこと

(3) 管理運営・警備・救護業務

- ・ 会場内の安全確保を図ること
- ・ 体調不良者等の救護体制を整えること

(4) 広報関連業務

- ・ SNS 等も活用した効果的な広報を展開すること

(5) 来場者アンケート調査の実施・集計・分析

- ・ 来場者を対象としたアンケートを実施すること
- ・ アンケート内容についてはイベントそのものに関すること、業界イメージに関すること、ドライバーへの興味関心に関すること等を盛り込み、実施前に県と協議すること
- ・ アンケート結果を集約し、分析すること

(6) その他必要な業務

- ・ その他事業の準備・実施にあたって必要なすべての業務を実施すること
- ・ 事業実施までの工程表及び運営マニュアルを作成すること
- ・ 関係機関への許可申請等の手続き、必要な保険への加入や支払い等、催事運営に必要な業務を行うこと
- ・ 大分駅前広場(北口)の利用申請及び支払い関係事務は県にて実施済
- ・ 上記以外に実施可能な提案があれば、あわせて提案を行うこと

## 6 成果物

- (1) 事業実施内容がわかる写真、来場者数及びアンケート集計結果分析を記載した報告書を紙媒体及び PDF データで提出すること
- (2) 受託者が制作した成果物等の著作権は、すべて大分県に帰属する。また著作者人格権は行使しないものとする
- (3) 本業務において撮影した映像コンテンツ、写真等がある場合は、事業終了後速やかにデジタルデータで大分県に納品すること
- (4) 制作した成果品の使用期間について制限を設けないこと。本業務において撮影した写真等については、大分県ホームページほか大分県が認める媒体に掲載する可能性があるため、あらかじめ関係者に了承を得ること

## 7 その他業務実施上の条件

- (1) 受託者は、契約締結後に業務実施計画書（任意様式）を提出し、業務の進め方について委託者と協議するものとする

- (2) 業務の実施にあたっては、委託者と十分協議のうえ、その指示及び監督を受けること
- (3) 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、また自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする
- (4) 業務の実施に当たり発生した事故等は、受託者の責任において対処すること
- (5) 事故等により発生した損害は、受託者が負担するものとする。ただし、その損害が委託者の責めに帰する事由により発生したと認められる場合は、その損害は委託者が負担するものとし、その額は委託者と受託者で協議して決定する
- (6) 天災等により本イベントが中止となった場合や業務の完了に影響が出た場合は、業務が完了した部分の経費を上限（ただし、契約額以内で委託者が適切と認める範囲に限る）に委託料を支払うものとする
- (7) 仕様書に定めのない事項については、委託者と協議のうえ決定するものとする
- (8) 専任の担当者を配置し、大分県との打合せ等に担当者等を出席させること。また、電話、メール等にて迅速かつ確実な連絡体制をとるとともに、大分県から派遣要請があった場合には、2日以内に担当者を派遣すること
- (9) 企画提案等の内容について、大分県と委託候補者との協議により、修正できるものとする
- (10) 事業の工程を明らかにしたスケジュールを作成すること。なお、校正・確認には十分な時間を確保すること
- (11) 本業務に使用する映像、イラスト、写真等の中で第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権とその他の権利に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと
- (12) 本委託業務にかかる一切の経費は、全て当初の契約金額に含むものとする
- (13) 委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない
- (14) 委託業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守すること
- (14) 本業務の遂行にあたり疑義が生じた場合は、県と十分協議すること